

[事案 2022-296] 契約無効請求

・令和 5 年 11 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 9 月に契約し、平成 25 年 8 月に更新手続を行った利率変動積立型終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料から受領済の給付金と解約返戻金を差し引いた金額を返還してほしい。

- (1) 募集人は、将来的に病気を発症する等、確実性のないことを知識のない自分に説明し、困惑させて、虚偽や脅迫行為により勧誘した。
- (2) 本契約は、掛け捨て保険ではないと言われたが、受領できる金額があまりにも少なく、自分が希望した内容と異なっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約が掛け捨て保険ではないとの説明はしていない。
- (2) 本契約は、申込書に申込時の積立部分が 0 円と記載されていることから、申立人は積立目的で契約したものではない。
- (3) 保険期間が 10 年で払込保険料が比較的低額であることから、高額の満期保険金が給付される等と誤認したとは考えにくい。
- (4) 申立人は、本契約の医療保険から複数回給付金を請求し、更新も行っていること等から、契約内容の確認を行っていた、あるいは行い得た。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および更新手続時の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、第 1 保険期間に、保障部分を超える保険料を払っていた場合には、その差額が積立金として積み立てられ、これが第 2 保険期間に積立型終身保険の原資となる、という特徴的な構造をとっているが、更新手続を行った担当者は、事情聴取において、この基本的構造を十分に説明することができなかった。
- (2) また、本件では、積立金額は 0 円と設定されていたため、第 2 保険期間の積立型終身保険の原資がそもそもなく、積立は不要という契約当時の意向がうかがわれる内容となっていたが、この点につき、募集人は、更新請求書の説明を行った際、積立部分が 0 円となっていることを指摘したかどうかは覚えていないとのことであった。
- (3) 契約の更新にあたっては、契約の内容を確認し、更新時の意向を踏まえた上で、それを反映して更新を行う必要があるが、上記(1)(2)の各事情を前提にすると、契約更新時に担当

者は、契約内容につき、申立人が理解し納得できるような説明や意向確認を行えていなかった可能性が否定できない。